

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県、宮城県

2 構造改革特別区域の名称

岩手県・宮城県沿岸部外国人技能実習生受入れ特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県釜石市及び宮城県塩竈市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 市及び町の基幹産業としての発展

岩手県では南部さけが本州一の漁獲量を誇り、秋になると産卵のため故郷に戻ってくることもある、昔から多くの県民に親しまれてきた魚であるとともに、新巻鮭やイクラ等に加工される地域の重要資源となっている。

また、平成26年の漁業生産額は約357億円で、東北第3位、全国第12位となつておらず、リアス式海岸の静穏海域や水産物の生育に適した岩礁に恵まれ、アワビの生産量が全国第1位、サケが北海道に次いで第2位になるなど「つくり育てる漁業」の推進に力を入れてきた。

東日本大震災の発災後は、これらの種苗生産施設や漁船等生産基盤の復旧に取り組み、漁業・養殖業生産量は震災前の約8割まで回復したほか、両輪となる水産加工業も平成26年の出荷額は621億円まで回復している。

宮城県は、黒潮と親潮が交錯する世界でも有数の三陸漁場を抱え、カレイ、サバ、サンマなどを主とする沿岸・沖合漁業や、マグロ、カツオなどの遠洋漁業とともに、沿岸部では生産量日本一のギンザケ、ホヤをはじめ、ノリ、カキ、ワカメ、ホタテガイなどの養殖業が盛んに行われている。

また、これらの豊富な魚介類を活用した水産加工業も盛んで、古くから全国に誇れる水産県として発展してきた。

震災で壊滅的な被害を受けたが復旧も進み、平成26年の漁業生産額は668億円で全国第5位、産地魚市場の水揚げも511億円と震災前の約8割まで回復した。さらに、宮城県の食料品出荷額の約50%を占め、沿岸地域の基幹産業となっている水産加工業についても、平成24年は12万トン、1,400億円まで回復している。

（2）地場産業としての発展

三陸沖及び仙台湾の豊富な水産資源を対象とした各種漁船漁業の他、漁場を有効利用した養殖業を営むことにより、地域の漁業は発展を続けてきた。

漁業の発展は、同時に優れた加工技術の発展にもつながり、一次産業と二次産業が両輪となり、水産の町を形づくり、水産業が地域の基幹産業として発展してきた。

水産加工業者は、水産加工品を広く消費者等へ提供するとともに、良質な原材料とこれまで培ってきた確かな技術を活かしたブランド化や、産学官の連携強化などにより新たな付加価値の創出に取り組み、地場産業の発展に努めている。

（3）国際交流の進展

近年、中国をはじめとするアジア経済の急進により、我が国からこれらの国への水産物輸出は増加傾向にあり、こうした状況下において、地域の水産加工場では、品質管理体制の向上などによる新たな事業展開を模索する動きが活発になっている。

また、外国人技能実習生を受入れ、技能実習で習得した技能、技術、又は知識（以下「技能等」という。）を技能実習生派遣国において活用することを通じて、発展途上国の人材育成を図り、国際貢献に寄与している。

外国人技能実習生受入れ制度は、国際的な人材育成の観点から制定された制度で、岩手県及び宮城県の水産加工業においては、制度が創設された平成5年度から、東日本大震災による中断はあったものの約20年にわたって外国人技能実習生を受け入れている。

県・市町及び受入れ企業では、外国人技能実習生を対象に日本文化を理解してもらうため、市民団体による演劇等の文化活動や日本語教室、地域の伝統行事である盆踊りや雛祭り（着物の着付けや茶道を体験）等の行事への積極的な参加を呼びかけるなど、子供からお年寄りまで地域住民とふれあい国際交流の促進に努力している。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、外国人技能実習生の受入れ枠を拡大し、より多くの技能実習生が両県沿岸部の基幹産業である水産加工業の高度な技能等を習得することにより、発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に貢献するものである。また、外国人技能実習生を受け入れた企業による新たな国際的事業展開が期待されるなど、積極的な国際交流の促進を通じた地域経済の活性化に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

この特別区域においては、外国人技能実習生の受入れ枠を拡大することにより、国

際的な人材育成及び経済交流が促進されるなど、水産加工業の一層の発展が期待される。

さらに、外国人技能実習生が高度な技能等をすることにより、本国での同業種の発展と技術研鑽が図られるとともに、相互の地域活性化や国際的な経済交流が一層促進されることを目指とするものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

岩手県及び宮城県における水産加工場は、平成25年11月現在で447工場となっている。本計画の実施により外国人技能実習生の受け入れ数が現状よりも15名程度増加することが見込まれており、特に中国、ベトナムを中心とするアジア地域との経済上の国際取引の活性化と国際的な交流人口の増大が進展することが期待できる。

また、日中、日越の食文化の交流も日常的に行われることから、異文化の理解も深まるとともに更に国際友好関係の強化を図ることが期待できる。

8 特定事業の名称

外国人技能実習生受け入れによる人材育成促進事業（506（513））

1 特定事業の名称

506（513）外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**（1）監理団体名**

監理団体名	代表者	所在地
協同組合シーテック	理事長 小野 昭男	岩手県釜石市大平町 4-1-27
塩釜魚市場水産加工業協同組合	代表理事組合 長 内海 勝男	宮城県塩竈市新浜町 3-2-15

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定の日から

4 特定事業の内容**（1）事業に関与する主体**

別表1のとおり（構造改革特別区域に係る実習実施機関）

（2）事業が行われる区域

岩手県釜石市及び宮城県塩竈市の全域

（3）事業の実施期間

特区認定の日から

（4）事業により実現される行為

外国人技能実習生の実習実施機関の常勤の職員の総数が50人以下の場合において、受け入れられる技能実習生が「3人」から「6人」になる。外国人技能実習生の受入れ数の増加により、国際的な人材育成が促進されるとともに、地域の国際交流事業に関する取組や支援施策の充実が期待され、地域における国際貢献が促進される。

(5) 実習実施機関及び関係機関との連絡体制

① 特定機関

特定機関に対し、定期的な訪問調査をする体制整備を図り、その際に情報交換を行うほか、企業一覧、技能実習予定表、技能実習実施日誌など、技能実習実施状況等の関係書類を定期的に報告させるとともに、特区担当者（連絡員）を決めて、日頃から適切な連絡体制の維持に心がける。

また、関係法令等の周知徹底を図るため、監理団体に対しては、総会等の機会があるごとに周知し、特定企業に対しては、監理団体を通じて適切且つ迅速に周知するとともに、必要に応じて直接訪問し、指導等を行う。

② 関係機関

近年、全国での問題事例の発生が相次いでいることから、年1回程度実習実施機関への訪問調査を実施し、技能実習が適正に実施されているかについて確認し、その結果及び特別区域計画変更の有無などを関係機関に報告する体制の整備を図るものとする。

また、不正行為等や技能実習生の失踪若しくは不法残留事案が発生したことが判明した場合、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び地方創生推進室に報告するための体制の整備を図るものとする。

警察署については、本特別区域を管轄する地元警察署があり、従来から防犯・交通安全等に係る講習の講師を依頼するなど、円滑な連絡体制にあるが、訪問機会を増やすなど情報交換の充実を図る。

③ 関係法令等の遵守

本特例措置の内容や技能実習制度の趣旨及び関係法令について、特定機関に対して周知徹底されるよう体制を整備するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠

【主たる産業】

① 当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

＜要件適合性を認めた根拠＞

本特区内の主たる産業について、漁業として発展し、豊富な資源を加工する水産加工業が栄え、120事業所が操業しており、地域的集積性が認められる。

また、産業の構成比をみると、全産業のうち、水産加工事業所の従業員数は43.6%、出荷額で31.2%と最も高い割合となっている。

したがって、特区内の事業所数、就業割合及び出荷額構成比からみると、上述の水産加工業は特区内の主たる産業であると判断した。

【技能実習生派遣国との経済的交流】

② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

＜要件適合性を認めた根拠＞

取引額について、別表2のとおり結果を得たことから、特区内における事業所の過去1年間の取引額の合計が10億円を上回っていることを確認し、当該要件を満たすものと判断した。

【外国人技能実習生の帰国後の就業状況の確認】

③ 当該特区内において技能実習に従事し、過去1年間に帰国した者の大半が、帰國後本邦において習得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

＜要件適合性を認めた根拠＞

中国の外国人技能実習生送出し機関に対し確認したところ、別表3のとおり過去1年間に帰国した者の多くが帰国後、特区内において習得した技術、技能を必要とする業務に従事していることを確認した。

【特区に係る有効求人倍率】

④ 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。

＜要件適合性を認めた根拠＞

特区内の市町村を所轄する職業安定所の水産物加工工の有効求人倍率の直近値及び平均値は、別表4のとおりで全国の有効求人倍率を上回っている。